

公益信託 大木記念美術作家助成基金

平成 31 年度 募集要項

この公益信託は、県立美術館等の開館により文化県としての評価が定着する一方で、若い芸術作家育成のための援助施策が未だ十分とはいえない山梨県において、山梨県関係の前途有為な若い美術作家の人材育成に資するために、個人の篤志家によって設定されました。

1.助成の目的	山梨県に縁の新進の美術作家に対する資金の助成を行い、もって前途有為な人材と芸術の普及向上に寄与することを目的とする。
2.助成対象	(1) 美術展開催助成（国内・海外） (2) 海外研修助成
3.応募資格	以下のいずれかの要件を満たし、山梨県内の美術館あるいは全国主要大学等の推薦を受けることができる者。 ・山梨県出身、又は山梨県内に住居若しくは活動の場を有すること ・山梨県内の小中学校で義務教育期間を過す等、山梨県に地縁を有すること
4.助成件数及び金額	(1) 美術展開催助成 ①国内開催：1名程度、総額150万円以内 ②海外開催：1名程度、総額300万円以内 (2) 海外研修助成 1名程度、総額300万円以内 (月額25万円を標準、研修期間は1年を限度とする。)
5.応募方法	希望する助成種別に応じ、当基金所定の申請書類一式を、下記宛先へご郵送下さい。申請書は下記照会先記載のURLからダウンロードして下さい。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。 <申請書類> (1) 美術展開催助成 ①助成金給付申請書、実施計画書 ②ポートフォリオ（5点）のカラーコピー（審査員用：20部） (2) 海外研修助成 ①助成金給付申請書、研修計画書、研修先の受入承諾書 ②ポートフォリオ（5点）のカラーコピー（審査員用：20部）
6.募集期間	平成30年9月3日（月）～平成30年11月22日（木）（当日の消印有効）
7.選考及び通知	募集締切り後に開催する運営委員会において選考決定の上、平成31年3月頃に、その結果を書面にてお知らせします。
8.その他	(1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。 (2) 助成金の使用について報告を頂くことになっています。 (3) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
大木記念美術作家助成基金 申請口
TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919
申請書掲載URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。